

資料7(共通)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

資料1

# 令和3年度 新規事業及び拡充事業等について

令和3年度 新規事業及び拡充事業等

障害者自立支援課 企画班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	千葉県発達障害者支援センター運営事業機能強化	拡充	<p>新型コロナウイルス感染症や自然災害等の緊急事態となり、対面による相談が困難となっても、発達障害者（児）からの相談に迅速かつ切れ目なく対応するため、千葉県発達障害者支援センターで実施している相談支援の方法として、対面、電話及び訪問のほか、新たにオンラインによる相談を追加する。</p>	<p>千葉県発達障害者支援センターにタブレット端末を導入し、「顔の見える」オンラインによる相談を実施する。</p> <p>○導入するタブレット端末 2台（予定）</p>	令和3年度

令和3年度 新規事業及び拡充事業等

障害者自立支援課 給付班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	日常生活用具支給等事業（ストマ装具、紙おむつ等）	拡充	在宅の重度障害者(児)に対し、特殊寝台、緊急通報装置等の日常生活用具の購入費用の支給又は用具の貸与をすることにより日常生活の便宜を図る。	<p>1 概要 市民の負担を軽減するため、日常生活用具（ストマ装具・紙おむつ等）の申請回数を現在の年2回から、年1回に変更する。</p> <p>2 実施方法 申請回数 年2回 → 年1回 (支払い) 1回の申請につき受給券を2枚発行 (決定サイクル) 各年度7月に8月から翌年7月までの一年分を決定</p> <p>3 実施時期・スケジュール 令和3年3月 令和3年4～7月分申請受付 令和3年7月 令和3年8月～令和4年7月分受付 受給券2枚（①令和3年8月～令和4年1月分、②令和4年2～7月分）発行 支払いは年2回</p> <p>4 周知 <b>参考資料参照</b> 令和3年2月に市民（※）及び関係事業者に通知 ※ 過去に障害者日常生活用具費支給等事業において、ストマ装具、紙おむつ等のいずれかの支給を受けられた方</p>	令和3年8月～

令和3年度 新規事業及び拡充事業等

障害福祉サービス課 指導班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	桜木園携帯型エックス線撮影装置導入	新規	千葉県桜木園に携帯型エックス線撮影装置を導入します。	千葉県桜木園 人工呼吸器を装着した障害児者の受入体制整備のため、携帯型エックス線撮影装置を導入します。	令和3年度

令和3年度 新規事業及び拡充事業等

精神保健福祉課 精神保健福祉班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	夜間・休日 心のケア相談事業		夜間や休日において、電話及びSNSを利用したオンラインによる心のケア（精神保健上の支援）を実施する体制を確保します。	<p>実施内容：新型コロナウイルス感染症の影響等による仕事や生活への不安やストレスなど精神上的の問題に対応</p> <p>実施時間帯：「月曜日から金曜日までの17時から21時まで」及び「土・日・祝日の13時から17時まで」</p> <p>相談手段：「電話（1回線）」及び「SNS（LINE）」を利用したオンライン（2回線）」での相談</p>	令和3年度 (令和2年度から 継続実施)